

「安全決意宣言」活動実施要綱

1 趣旨

労働災害防止は、労働者が安心して働くための重要な取組であり、これまで永年にわたり各種の取組を実施してきたことにより、長期的に労働災害の減少という成果を挙げてきたところであるが、いまだに多くの労働災害が発生している現状にある。

今後も労働災害防止の取組の実効をあげ、労働災害を減少させるためには、各職場において、経営者と管理者、労働者が安全意識を共有し、一丸となって取り組んでいくことが不可欠である。

このため、各事業場において、経営者自らが労働安全に取り組む決意を宣言することにより労働災害防止の姿勢を示し、これを職場に掲示することにより、事業場全体の安全意識が高揚され、自主的な労働災害防止活動が促進されることを期して、「安全決意宣言」活動を強力に推進することとする。

2 各事業場における実施事項

別紙の「安全決意宣言」様式を活用し、安全決意宣言を作成して、職場や現場に掲示し、安全決意宣言に基づいて日々安全活動を推進する。

3 労働局、労働基準監督署における実施事項

(1) 岩手労働局の実施事項

- ・ 労働災害防止団体等関係団体に対し、「安全決意宣言」活動への協力を要請し、本活動の促進を図る。
- ・ 岩手労働局ホームページに「安全決意宣言」活動実施要綱、「安全決意宣言」書式（参考例）を掲示し、本活動の周知を図る。

(2) 各労働基準監督署の実施事項

- ・ 個別事業場に対する監督指導時に事業場への取組を要請する。
- ・ 各種会合等において参加事業場に対し、活動への取組を要請する。